

令和 4 年

小 牧 市 議 会

第 4 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提出予定議案

条	例	案	15件
一	般	議	案
補	正	予	算
人	事	案	11件
諮		問	1件
			3件
		計	53件

議案目次

<b>条 例 案</b>	
122	小牧市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について……………1
123	小牧市職員の給与に関する条例及び小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………2
124	小牧市特別職の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………3
125	小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について……………4
126	小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………4
127	小牧市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………5
128	小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………5
129	小牧市健康づくり推進審議会条例の制定について……………6
130	小牧市地域こども子育て条例の一部を改正する条例の制定について……………6
131	小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………6
132	小牧市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について……………7
133	小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………14
134	小牧市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………17
135	小牧市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………17
136	小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………17
<b>一 般 議 案</b>	
137	事故に係る損害賠償の額の決定について……………18
138	小牧勤労センターの指定管理者の指定について……………18
139	小牧市西部コミュニティセンターの指定管理者の指定について……………19

140	小牧市市民会館の指定管理者の指定について	19
141	小牧市公民館及び小牧中部公民館の指定管理者の指定について	19
142	小牧市さかき運動場等の指定管理者の指定について	20
143	小牧市スポーツ公園運動施設の指定管理者の指定について	20
144	小牧市第1老人福祉センターの指定管理者の指定について	20
145	小牧市第2老人福祉センターの指定管理者の指定について	21
146	小牧市第3老人福祉センターの指定管理者の指定について	21
147	小牧市高齢者生きがい活動施設第1みどりの里及び小牧市高齢者生きがい活動施設第2みどりの里の指定管理者の指定について	21
148	小牧市総合福祉施設ふれあいセンターの指定管理者の指定について	22
149	ふれあい高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	22
150	岩崎デイサービスセンターの指定管理者の指定について	22
151	小牧市ふれあいの家の指定管理者の指定について	23
152	ふれあいデイサービスセンターの指定管理者の指定について	23
153	小牧市青年の家の指定管理者の指定について	23
154	小牧市小牧児童館の指定管理者の指定について	24
155	小牧市西部児童館の指定管理者の指定について	24
156	小牧山歴史館及び小牧山城史跡情報館の指定管理者の指定について	24
157	小牧市創垂館の指定管理者の指定について	25
158	小牧市道路線の廃止について	25
159	小牧市道路線の認定について	25
<b>補正予算案</b>		
160	令和4年度小牧市一般会計補正予算（第12号）	27
161	令和4年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	32
162	令和4年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	32
163	令和4年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	33
164	令和4年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	33
165	令和4年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	34
166	令和4年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	34
167	令和4年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	35
168	令和4年度小牧市病院事業会計補正予算（第3号）	36
169	令和4年度小牧市水道事業会計補正予算（第4号）	37
170	令和4年度小牧市下水道事業会計補正予算（第1号）	37
<b>人 事 案</b>		
171	小牧市公平委員会委員の選任について	39
<b>諮 問</b>		
諮問5	人権擁護委員候補者の推薦について	39

諮問6	人権擁護委員候補者の推薦について	39
諮問7	人権擁護委員候補者の推薦について	39

## 条 例 案

(議案第 1 2 2 号)

小牧市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

- 1 地方公務員法の改正に伴い、次の条例を次のとおりとする。
  - (1) 小牧市職員の定年等に関する条例
    - ア 職員の定年年齢を 60 歳から段階的に引き上げ、65 歳とする。
    - イ 管理職手当を支給されている職員が 60 歳に達した場合は、60 歳に達した日の翌日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に、管理監督職以外の職への降任等を行う。
    - ウ 60 歳に達した日以後退職する職員が希望する場合に、勤務実績等に基づく選考により、定年退職日相当日まで、短時間勤務の職に採用することができることとする。
  - (2) 小牧市職員の給与に関する条例

当分の間、職員の給料月額は、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日（以下「特定日」という。）以後、7 割水準とする。
  - (3) 小牧市職員退職手当支給条例
    - ア 60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく定年前に退職する場合は、当分の間、退職手当の基本額について、退職理由を定年退職として算定する。
    - イ 定年年齢の引上げに伴い給料月額が減額された後に退職する場合は、退職手当の基本額について、退職日の給料月額に加え、特定日の前日の給料月額も基礎として算定する。
  - (4) 次に掲げる条例

所要の規定の整備を行う。

    - ア 小牧市職員の分限に関する条例
    - イ 小牧市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
    - ウ 小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例
    - エ 小牧市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
    - オ 小牧市職員の育児休業等に関する条例
    - カ 小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

- キ 小牧市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ク 小牧市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ケ 小牧市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

- 2 小牧市職員の再任用に関する条例を廃止する。
- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第123号)

小牧市職員の給与に関する条例及び小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 令和4年12月分の職員（特定任期付職員を除く。2及び3において同じ。）の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げる。
  - (1) 再任用職員以外の職員
    - 特定管理職員 100分の125（現行100分の115）
    - その他の職員 100分の105（現行100分の95）
  - (2) 再任用職員
    - 特定管理職員 100分の60（現行100分の55）
    - その他の職員 100分の50（現行100分の45）
- 2 令和4年4月1日以後の職員の給料月額を引き上げる。
- 3 令和5年4月1日以後の職員の勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。
  - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
    - 特定管理職員 100分の120（改正前100分の125）
    - その他の職員 100分の100（改正前100分の105）
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員
    - 特定管理職員 100分の57.5（改正前100分の60）
    - その他の職員 100分の47.5（改正前100分の50）
- 4 令和4年4月1日以後の特定任期付職員の給料月額を引き上げる。
- 5 令和4年12月分の特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の167.5（現行100分の162.5）に引き上げる。

- 6 令和5年4月1日以後の特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の165（改正前100分の167.5）とする。
- 7 この条例は、公布の日から施行する。ただし、3及び6は、令和5年4月1日から施行する。
- 8 2及び4は令和4年4月1日から、1及び5は令和4年12月1日から適用する。

（議案第124号）

小牧市特別職の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 令和4年12月分の市長、副市長及び議会の議員の期末手当の支給割合を100分の167.5（現行100分の162.5）に引き上げる。
- 2 令和5年4月1日以後の市長、副市長及び議会の議員の期末手当の支給割合を100分の165（改正前100分の167.5）とする。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。ただし、2は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 1は、令和4年12月1日から適用する。

(議案第125号)

小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

- 1 この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 個人情報取扱事務について一定の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿について定める。
- 3 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項において不開示情報から除かれる情報について定める。
- 4 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限の特例等について定める。
- 5 開示請求に係る手数料の額は無料とし、写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととする。
- 6 市の機関における個人情報保護制度の実施状況の公表について定める。
- 7 小牧市個人情報保護条例を廃止する。
- 8 その他所要の規定の整備を行う。
- 9 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第126号)

小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 低炭素建築物新築等計画について、認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料及び変更の認定の申請に対する審査に係る変更認定申請手数料のうち、共同住宅等に係るものの区分を見直す。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料及び変更の認定の申請に対する審査に係る変更認定申請手数料のうち、共同住宅等に係るものの区分を見直す。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第127号)

小牧市にぎわい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 使用料を次のとおり引き上げる。

区分		使用料 (単位 円)
専用 利用	A区画 (588平方メートル)	1時間につき 650 (現行620)
	B区画 (128平方メートル)	1時間につき 150 (現行140)
	C区画 (533平方メートル)	1時間につき 590 (現行570)
	D区画 (150平方メートル)	1時間につき 170 (現行160)
	E区画 (187平方メートル)	1時間につき 210 (現行200)
	F区画 (312平方メートル)	1時間につき 350 (現行330)
	G区画 (208平方メートル)	1時間につき 230 (現行220)
店舗 利用	A区画からG区画までのいずれかの 区画の一部 (52平方メートル)	1時間につき 120 (現行110)

2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第128号)

小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 犯罪被害者等に対する支援の基本となる事項を定める。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(議案第129号)

小牧市健康づくり推進審議会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市健康づくり推進審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 審議会は、住民の健康の増進に関する施策についての計画の策定及び推進に関する事項その他市民の健康づくりのための施策に関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、3年とする。
- 5 小牧市食育推進会議条例を廃止する。
- 6 委員の報酬の額は、日額7,700円とする。
- 7 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第130号)

小牧市地域こども子育て条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第131号)

小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 学校教育法の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第132号)

小牧市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 道路占用料、都市公園の使用料及び公共用物の使用料の一部を次のとおりとする。

占用物件等の種類	区分	単位	金額(単位 円)
電柱その他これらに類する工作物の設置	第1種電柱	1本1年につき	950(現行1,100)
	第2種電柱	1本1年につき	1,500(現行1,600)
	第3種電柱	1本1年につき	2,000(現行2,200)
	第1種電話柱	1本1年につき	850(現行940)
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400(現行1,500)
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900(現行2,100)
	その他の柱類	1本1年につき	85(現行94)
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件の設置	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36(現行40)
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51(現行57)
	外径が0.1メートル	長さ1メ	77(現行85)

ル以上0.15メートル未満のもの	メートル1年につき	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100（現行110）
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150（現行170）
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200（現行230）
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360（現行400）
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510（現行570）
外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000（現行1,100）

2 1のほか、道路占用料の一部を次のとおりとする。

占用物件の種類	区分	単位	金額（単位 円）
電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5（現行6）
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830（現行920）
	地下に設ける変圧器	占用面積	510（現行570）

の設置	器			1平方メートル1年につき	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個1年につき	1,700 (現行1,900)
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1個1年につき	720 (現行790)
	広告塔			表示面積 1平方メートル1年につき	2,400 (現行2,300)
	その他のもの			占用面積 1平方メートル1年につき	1,700 (現行1,900)
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設の設置	自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
			その他のもの	長さ1メートル1年につき	17
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400
	その他	上空に		占用面積	850

	のもの	設けるもの	1平方メートル1年につき	
		地下に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	510
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,700 (現行1,900)
歩廊、雪よけその他これらに類する施設の設置			占用面積 1平方メートル1年につき	1,700 (現行1,900)
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設の設置	上空に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	1,200 (現行1,100)
	地下に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	710 (現行680)
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,700 (現行1,900)
露店、商品置場その他これらに類	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートル1	24 (現行23)

する施設の 設置			日につき	
	その他のもの		占有面積 1平方メ ートル1 月につき	240（現行230）
看板、標識、 旗ざお、パ ーキング・ メーター、 幕及びアー チの設置	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に 設けるも の	表示面積 1平方メ ートル1 月につき	240（現行230）
		その他の もの	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,400（現行2,300）
	標識		1本1年 につき	1,400（現行1,500）
	旗ざお	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	1本1日 につき	24（現行23）
		その他の もの	1本1月 につき	240（現行230）
	幕（工事 用板囲、 足場、詰 所その他 の工事用 施設であ るものを	祭礼、縁 日等に際 し、一時 的に設け るもの	その面積 1平方メ ートル1 日につき	24（現行23）
		その他の もの	その面積 1平方メ	240（現行230）

	除く。)		一トル1 月につき	
	アーチ	車道を横 断するも の	1基1月 につき	2,400 (現行2,300)
		その他の もの	1基1月 につき	1,200 (現行1,100)
太陽光発電 設備及び風 力発電設備 の設置			占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700 (現行1,900)
工事用板囲、 足場、詰所 その他の工 事用施設及 び土石、竹 木、瓦その 他の工事用 材料の置場 の設置			占用面積 1平方メ ートル1 月につき	240 (現行230)
道路法施行 令第7条第 6号に掲げ る耐火建築 物の工事期 間中既存建 築物に替え て必要とな る仮設店舗 その他の仮 設建築物及 び同条第7			占用面積 1平方メ ートル1 月につき	170 (現行190)

号に掲げる  
都市再開発  
法又は密集  
市街地にお  
ける防災街  
区の整備の  
促進に関す  
る法律の規  
定により一  
時収容する  
ため必要な  
施設の設置

3 1のほか、都市公園の使用料の一部を次のとおりとする。

使用区分	単位	金額（単位 円）
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の設置	1個1年につき	1,700（現行1,900）
送電塔その他これに類するものの設置	使用面積 1平方メートル1年につき	1,700（現行1,900）
標識の設置	1本1年につき	1,400（現行1,500）
競技会、展示会、博覧会その他の催しのため設けられる仮設工作物又は工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設若しくは土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の設置	使用面積 1平方メートル1月につき	240（現行230）

4 1のほか、公共用物の使用料の一部を次のとおりとする。

使用の種類	単位	金額（単位 円）
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の設置	使用面積 1平方メートル1 月につき	240（現行230）
農地又は採草放牧地としての使用	使用面積 1平方メートル1 年につき	1,700（現行1,900）
その他の目的による使用	使用面積 1平方メートル1 年につき	1,700（現行1,900）

5 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（議案第133号）

小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 許可の翌年度以降の流水占用料等の納付期限を当該年度の4月30日まで（現行毎年度の初め）とする。
- 流水占用料の一部を次のとおりとする。

占用の種類		単位	金額（単位 円）
流水の 占用	鉱工業の用に 供する場合	毎秒1立方メー トル1年につき	4,147,000 （現行3,566,000）
	その他の場合	毎秒1立方メー トル1年につき	137,000 （現行118,000）

3 土地占用料の一部を次のとおりとする。

占用の種類	区分	単位	金額（単位 円）
電柱、電話柱その他これらに類するものの設置	第1種電柱	1本1年につき	950（現行1,100）
	第2種電柱	1本1年につき	1,500（現行1,600）
	第3種電柱	1本1年につき	2,000（現行2,200）
	第1種電話柱	1本1年につき	850（現行940）
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400（現行1,500）
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900（現行2,100）
	その他の柱類	1本1年につき	85（現行94）
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの設置	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36（現行40）
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51（現行57）
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77（現行85）
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100（現行110）

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150（現行170）
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200（現行230）
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360（現行400）
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510（現行570）
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000（現行1,100）
工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設又は土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場の設置		占有面積 1平方メートル1月につき	240（現行230）
その他の土地の占有		占有面積 1平方メートル1年につき	1,700（現行1,900）

4 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第134号)

小牧市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 入居者の資格について、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを、現に同居し、又は同居しようとする親族又は親族に準ずる者として規則で定める者があることに変更する。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(議案第135号)

小牧市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、同居親族等の定義を定める。
- 2 入居者の資格について、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを、同居親族等があることに変更する。
- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(議案第136号)

小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 第15負担区の1平方メートル当たりの負担金額は、500円とする。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。



(議案第139号)

小牧市西部コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市西部コミュニティセンター            |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | ShoPro・小牧ビルサービスグループ        |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第140号)

小牧市市民会館の指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市市民会館                    |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 一般財団法人こまき市民文化財団            |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第141号)

小牧市公民館及び小牧中部公民館の指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市公民館及び小牧中部公民館            |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 一般財団法人こまき市民文化財団            |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第142号)

小牧市さかき運動場等の指定管理者の指定について

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市さかき運動場、小牧市南スポーツセンター、小牧市大輪体育館、小牧市野口運動場、小牧市村中運動場及び小牧市総合運動場 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人小牧市スポーツ協会   |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで                                  |

(議案第143号)

小牧市スポーツ公園運動施設の指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市スポーツ公園運動施設              |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人小牧市スポーツ協会            |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第144号)

小牧市第1老人福祉センターの指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市第1老人福祉センター              |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 特定非営利活動法人ワーカーズコープ          |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第145号)

小牧市第2老人福祉センターの指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市第2老人福祉センター              |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 特定非営利活動法人ワーカーズコープ          |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第146号)

小牧市第3老人福祉センターの指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市第3老人福祉センター              |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 特定非営利活動法人ワーカーズコープ          |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年6月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第147号)

小牧市高齢者生きがい活動施設第1みどりの里及び小牧市高齢者生きがい活動施設第2みどりの里の指定管理者の指定について

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市高齢者生きがい活動施設第1みどりの里及び小牧市高齢者生きがい活動施設第2みどりの里 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 公益社団法人小牧市シルバー人材センター                          |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで                   |

(議案第148号)

小牧市総合福祉施設ふれあいセンターの指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター          |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会           |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第149号)

ふれあい高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | ふれあい高齢者デイサービスセンター          |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会           |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第150号)

岩崎デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 岩崎デイサービスセンター               |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会           |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第151号)

小牧市ふれあいの家の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市ふれあいの家
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から  
令和10年3月31日まで

(議案第152号)

ふれあいデイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 ふれあいデイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から  
令和10年3月31日まで

(議案第153号)

小牧市青年の家の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市青年の家
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人こまき市民文化財団
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から  
令和10年3月31日まで

(議案第154号)

小牧市小牧児童館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市小牧児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称 S h o P r o ・小牧ビルサービスグループ
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から  
令和10年3月31日まで

(議案第155号)

小牧市西部児童館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧市西部児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称 S h o P r o ・小牧ビルサービスグループ
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から  
令和10年3月31日まで

(議案第156号)

小牧山歴史館及び小牧山城史跡情報館の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称 小牧山歴史館及び小牧山城史跡情報館
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人こまき市民文化財団
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から  
令和10年3月31日まで

(議案第157号)

小牧市創垂館の指定管理者の指定について

- |   |               |                            |
|---|---------------|----------------------------|
| 1 | 公の施設の名称       | 小牧市創垂館                     |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | 一般財団法人こまき市民文化財団            |
| 3 | 指定の期間         | 令和5年4月1日から<br>令和10年3月31日まで |

(議案第158号)

小牧市道路線の廃止について

既認定路線を整理するため、大畝町2号線ほか1路線を廃止する。

(議案第159号)

小牧市道路線の認定について

市民の利便を増進するため、大畝町5号線を認定する。

補正予算案

補正予算案の概要

(単位 千円)

会計別		補正前の額	補正額	計
一	一般会計	62,040,196	1,435,637	63,475,833
特別会計	国民健康保険事業	12,525,492	387,937	12,913,429
	文津土地区画整理事業	508,653	△416	508,237
	岩崎山前土地区画整理事業	384,481	△395	384,086
	小牧南土地区画整理事業	415,715	△544	415,171
	本庄土地区画整理事業	89,675	△464	89,211
	介護保険事業	9,162,233	99,358	9,261,591
	後期高齢者医療	3,932,646	8,912	3,941,558
	小計	27,018,895	494,388	27,513,283
合計		89,059,091	1,930,025	90,989,116

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
収益的収入	23,507,664	3,100	23,510,764
収益的支出	26,018,160	△138,543	25,879,617

水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
収益的支出	2,812,326	24,534	2,836,860

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
資本的支出	3,430,448	5,250	3,435,698

下水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
収益的収入	3,100,165	352	3,100,517
収益的支出	3,038,773	7,283	3,046,056

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
資 本 的 支 出	1,900,411	△5,425	1,894,986

(議案第160号)

令和4年度小牧市一般会計補正予算(第12号)

補正予算の内容

歳 入

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事 業 等 の 概 要	
62,040,196	1,435,637	63,475,833	障害者自立支援給付費負担金(国)	199,630
			低所得者保険料軽減負担金(国)	586
			生活保護費等負担金	22,500
			マイナンバーカード交付事務費補助金	543
			オンライン資格確認等関係補助金	429
			障害者自立支援給付費負担金(県)	99,815
			低所得者保険料軽減負担金(県)	293
			心身障害者医療費補助金	2,755
			母子・父子家庭医療費補助金	3,762
			後期高齢者福祉医療費補助金	7,386
			保育所等給食費軽減対策支援金	4,466
			農地利用最適化交付金	9
			農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金	41
			愛知県議会議員一般選挙費委託金	17,189
			住宅・土地統計調査単位区設定事務委託金	△251
			就業構造基本調査事務委託金	△418
			健康いきいきポイント推進事業寄附金	220
			母子保健型利用者支援事業寄附金	1,000
			道路新設改良事業寄附金	100
			寄附金(こまき応援寄附金関係)	680,000
財政調整基金繰入金	209,251			
前年度繰越金	186,331			

歳 出

(単 位 千 円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
62,040,196	1,435,637	63,475,833	人事給与システム修正委託料	1,760
			通信運搬費(戸籍住民基本台帳管理一般事業)	543
			愛知県議会議員一般選挙費	17,923
			返還金(地域生活支援事業費等補助金等)	684
			国民健康保険事業特別会計繰出金	△24
			介護給付事業	182,800
			訓練等給付事業	167,400
			児童発達支援等給付費	96,300
			心身障害者医療扶助費	5,511
			母子・父子家庭医療扶助費	7,525
			後期高齢者福祉医療費給付金	15,518
			介護保険事業特別会計繰出金	△5,052
			返還金(児童扶養手当交付金等)	90,653
			返還金(子育てのための施設等利用給付交付金等) (保育園運営一般事業)	1,924
			認可外保育所措置委託料	5,900
			私立保育園等給食費軽減対策支援補助金	6,700
			生活保護費	30,000
			返還金(妊娠・出産包括支援事業補助金)	2,781
			休日急病診療所運営事業	971
			妊産婦こまき巡回バス運賃負担金	340
			農業委員会運営事業	56
			こまき応援寄附金推進事業	379,816
			観光事業委託料	880
			土地区画整理事業特別会計繰出金	△1,819
			返還金(子育てのための施設等利用給付交付金等) (幼稚園運営一般事業)	29,343
			歴史館用備品購入費	2,270
			小牧山城史跡情報館用備品購入費	2,750
			人件費	△188,833
			光熱水費等(燃料価格高騰関係)	207,017
			基金積立金(こまき応援寄附金関係)	374,000

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 老人福祉費	第3老人福祉センター施設建設事業	63,726
8 土木費	4 都市計画費	市街地整備事業	9,900
8 土木費	4 都市計画費	公園緑地施設管理事業	4,100

債務負担行為補正

(単位 千円)

事項	期間	限度額
情報系サーバ機器等借上事業	令和4年度から 令和5年度まで	16,601
西部コミュニティセンター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく西部コミュニティセンターの管理運営に要する額
まなび創造館管理運営委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	63,000
家屋評価計算システム機器借上事業	令和4年度から 令和5年度まで	278
愛知県議会議員一般選挙事業	令和4年度から 令和5年度まで	20,085
総合福祉施設ふれあいセンター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく総合福祉施設ふれあいセンターの管理運営に要する額
ふれあいの家管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づくふれあいの家の管理運営に要する額
ふれあいデイサービスセンター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づくふれあいデイサービスセンターの管理運営に要する額
高齢者生きがい活動施設管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく高齢者生きがい活動施設第1みどりの里及び高齢者生きがい活動施設第2みどりの里の管理運営に要する額
岩崎デイサービスセンター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく岩崎デイサービスセンターの管理運営に要する額

事 項	期 間	限 度 額
ふれあい高齢者デイサービスセンター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づくふれあい高齢者デイサービスセンターの管理運営に要する額
第1 老人福祉センター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく第1老人福祉センターの管理運営に要する額
第2 老人福祉センター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく第2老人福祉センターの管理運営に要する額
第3 老人福祉センター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく第3老人福祉センターの管理運営に要する額
トレーニング器具借上事業	令和4年度から 令和5年度まで	1,360
保育園給食食材調達事業	令和4年度から 令和5年度まで	33,200
小牧児童館管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく小牧児童館の管理運営に要する額
西部児童館管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく西部児童館の管理運営に要する額
小牧勤労センター管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく小牧勤労センターの管理運営に要する額
勤労センター施設整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	2,475
観光事業委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	1,320
道路側溝補修事業	令和4年度から 令和5年度まで	42,000
道路舗装新設事業	令和4年度から 令和5年度まで	4,200
道路側溝新設事業	令和4年度から 令和5年度まで	5,400
河川水路整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	11,800
東部まちづくりプラットフォーム構築支援委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	5,300

事 項	期 間	限 度 額
市公民館管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく市公民館の管理運営に要する額
中部公民館管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく中部公民館の管理運営に要する額
市民会館管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく市民会館の管理運営に要する額
青年の家管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく青年の家の管理運営に要する額
創垂館管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく創垂館の管理運営に要する額
小牧山歴史館管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく小牧山歴史館の管理運営に要する額
小牧山城史跡情報館管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づく小牧山城史跡情報館の管理運営に要する額
スポーツ施設管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づくさかき運動場、南スポーツセンター、大輪体育館、野口運動場、村中運動場及び総合運動場の管理運営に要する額
スポーツ公園運動施設管理運営委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	指定管理者との協定に基づくスポーツ公園運動施設の管理運営に要する額

(議案第161号)

令和4年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
12,525,492	387,937	12,913,429	普通交付金	386,495
			特別調整交付金	1,463
			職員給与費等繰入金	△25
			財政安定化支援事業繰入金	1,401
			その他一般会計繰入金(決算補填等)	△1,400
			前年度繰越金	3

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
12,525,492	387,937	12,913,429	一般被保険者療養給付費	277,929
			一般被保険者高額療養費	108,566
			傷病手当金	1,463
			返還金	4
			人件費	△25

(議案第162号)

令和4年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
508,653	△416	508,237	一般会計繰入金	△416

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
508,653	△416	508,237	人件費	△416

(議案第163号)

令和4年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業  
特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
384,481	△395	384,086	一般会計繰入金 △395

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
384,481	△395	384,086	人件費 △395

(議案第164号)

令和4年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会  
計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
415,715	△544	415,171	一般会計繰入金 △544

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
415,715	△544	415,171	人件費 △544

(議案第165号)

令和4年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別  
会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入 (単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
89,675	△464	89,211	一般会計繰入金 △464

歳出 (単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
89,675	△464	89,211	人件費 △464

(議案第166号)

令和4年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入 (単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
9,162,233	99,358	9,261,591	介護給付費交付金 △28,684
			地域支援事業支援交付金 △7,044
			介護給付費繰入金 △2,765
			地域支援事業繰入金 △2,509
			低所得者保険料軽減繰入金 1,173
			事務費繰入金 △951
			介護保険事業基金繰入金 12,408
			前年度繰越金 127,730

歳出 (単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
9,162,233	99,358	9,261,591	返還金 100,280
			人件費 △922

(議案第167号)

令和4年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入 (単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
3,932,646	8,912	3,941,558	前年度繰越金 8,912

歳出 (単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
3,932,646	8,912	3,941,558	保険料等負担金 8,912

(議案第168号)

令和4年度小牧市病院事業会計補正予算(第3号)

収益的収入及び支出

収入 (単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
23,507,664	3,100	23,510,764	損害賠償保険金 3,100

支出 (単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
26,018,160	△138,543	25,879,617	消費税及び地方消費税 △5
			その他雑損失 3,100
			過年度損益修正損 1,000
			人件費 △142,638

債務負担行為補正 (単位 千円)

事項	期間	限度額
病棟・外来・救急事務及び患者支援センター業務委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	2,321,088
給食業務委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	994,320
健康診査業務委託事業	令和4年度から 令和9年度まで	236,544

(議案第169号)

令和4年度小牧市水道事業会計補正予算(第4号)

収益的収入及び支出

支出

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
2,812,326	24,534	2,836,860	光熱水費 495
			動力費 29,386
			消費税及び地方消費税 △2,684
			人件費 △2,663

資本的収入及び支出

支出

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
3,430,448	5,250	3,435,698	人件費 5,250

(議案第170号)

令和4年度小牧市下水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
3,100,165	352	3,100,517	消費税及び地方消費税還付金 352

支出

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
3,038,773	7,283	3,046,056	動力費 3,860
			人件費 3,423

資本的収入及び支出

支 出

(単 位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
1,900,411	△5,425	1,894,986	人件費 △5,425

## 人 事 案

(議案第 171 号)

小牧市公平委員会委員の選任について

委員 安東要氏の任期満了（令和 4 年 12 月 31 日）に伴い、後任者に同氏を選任しようとするもの

## 諮 問

(諮問第 5 号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 井上靖生氏の任期満了（令和 5 年 3 月 31 日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮問第 6 号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 伊東和子氏の任期満了（令和 5 年 3 月 31 日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの

(諮問第 7 号)

人権擁護委員候補者の推薦について

委員 森川松子氏の任期満了（令和 5 年 3 月 31 日）に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするもの